

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 市民生活に対する危険を防止するための規定の整備

一 対立抗争による危険を防止するための措置に関する規定の整備

(一) 指定暴力団等の相互間に対立が生じ、対立抗争が発生した場合において、当該対立抗争に係る凶器を使用した暴力行為が人の生命又は身体に重大な危害を加える方法によるものであり、かつ、当該対立抗争に係る暴力行為により更に人の生命又は身体に重大な危害が加えられるおそれがあると認めるときは、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、三月以内の期間及び警戒区域を定めて、当該対立抗争に係る指定暴力団等を特定抗争指定暴力団等として指定するものとする。

（第十五条の二関係）

(二) 特定抗争指定暴力団等の指定暴力団員は、警戒区域において、当該特定抗争指定暴力団等の事務所を新たに設置すること等をしてはならないこととともに、これに違反した者に対する罰則を設けることとする。

（第十五条の三第一項及び第四十六条第二号関係）

(三) 特定抗争指定暴力団等の指定暴力団員又はその要求若しくは依頼を受けた者は、警戒区域内に在

る当該特定抗争指定暴力団等の事務所に立ち入り、又はとどまってはならないこととするとともに、これに違反した者に対する罰則を設けることとする。

(第十五条の三第二項及び第四十六条第二号関係)

(四) 第十五条第一項の規定による事務所の使用制限命令は、当該事務所を現に使用している指定暴力団員に対してもすることができるとする。
(第十五条関係)

二 暴力的要求行為等に伴う暴力行為による危険を防止するための措置に関する規定の整備

(一) 公安委員会は、暴力的要求行為等が行われた場合において、指定暴力団員又はその要求若しくは依頼を受けた者が当該行為に関連して凶器を使用して人の生命又は身体に重大な危害を加える方法による暴力行為を行ったと認められ、かつ、当該指定暴力団員の所属する指定暴力団等の指定暴力団員又はその要求若しくは依頼を受けた者が更に反復して同様の暴力行為を行うおそれがあると認めるときは、一年を超えない範囲内の期間及び警戒区域を定めて、当該指定暴力団等を特定危険指定暴力団等として指定するものとする。
(第三十条の八関係)

(二) 特定危険指定暴力団等の指定暴力団員で、警戒区域において又は警戒区域における人の生活若し

くは業務の遂行に関して、暴力的要求行為又は第三十条の二の規定に違反する行為をしたものは、これを処罰することとする。

(第四十六条第三号関係)

(三) 特定危険指定暴力団等の指定暴力団員は、暴力的要求行為を行う目的で、警戒区域において又は警戒区域における人の生活若しくは業務の遂行に関して、その相手方に対し、面会を要求すること等をしてはならないこととし、これに違反した者に対する中止命令等に関する規定を整備することとする。

(第三十条の九及び第三十条の十関係)

(四) 公安委員会は、警戒区域内に在る特定危険指定暴力団等の事務所が、(一)の暴力行為に関し、多数の指定暴力団員の集合の用等に供されており、又は供されるおそれがあると認めるときは、当該事務所に係る管理者又は当該事務所を現に使用している指定暴力団員に対し、三月以内の期間を定めて、当該事務所をこれらの用等に供してはならない旨を命ずることができることとする。

(第三十条の十一関係)

第二 都道府県暴力追放運動推進センターによる事務所使用差止請求制度の導入

国家公安委員会の認定を受けた都道府県暴力追放運動推進センターは、指定暴力団等の事務所の使用

により付近住民等の生活の平穩又は業務の遂行の平穩が害されることを防止するための事業を行う場合において、当該付近住民等で、当該事務所の使用によりその生活の平穩又は業務の遂行の平穩が違法に害されていることを理由として当該事務所の使用及びこれに付随する行為の差止めの請求をしようとするものから委託を受けたときは、当該委託をした者のために自己の名をもって、当該請求に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有することとする。

(第三十二条の四関係)

第三 暴力的要求行為及び準暴力的要求行為の規制の強化等

一 暴力的要求行為の規制の強化

(一) 指定暴力団員がその者の所属する指定暴力団等の威力を示してする次に掲げる行為を暴力的要求行為として規制する行為に追加することとする。

(第九条第十号、第十二号及び第十五号から第十八号まで関係)

イ 金融商品取引行為に係る業務を営む者に対し、その者が拒絶しているにもかかわらず、金融商品取引行為を行うことを要求すること。

ロ 預金又は貯金の受入れに係る業務を営む者に対し、その者が拒絶しているにもかかわらず、預

金又は貯金の受入れをすることを要求すること。

八 宅地建物取引業者に対し、その者が拒絶しているにもかかわらず、宅地等の売買若しくは交換をすること又は宅地等の売買、交換若しくは貸借の代理若しくは媒介をすることを要求すること。

二 宅地建物取引業者以外の者に対して宅地等の売買若しくは交換をすることをみだりに要求し、又は人に対して宅地等の貸借をすることをみだりに要求すること。

ホ 建設業者に対し、その者が拒絶しているにもかかわらず、建設工事を行うことを要求すること。
ヘ 集会施設その他不特定の者が利用する施設であつて、暴力団の示威行事の用に供されるおそれ
が大きいものとして国家公安委員会規則で定めるものの管理者に対し、その者が拒絶しているに
もかかわらず、当該施設を利用させることを要求すること。

(二) 国等が行う公共工事の契約又は入札に関する暴力的要求行為の規制について、国等の契約又は入
札全般をその対象とするとともに、指定暴力団等の威力を示して人に対して国等が行う入札に参加
しないこと等をみだりに要求する行為を暴力的要求行為として規制する行為に追加することとする。

(第九条第二十三号から第二十七号まで関係)

二 準暴力的要求行為の規制の強化

(一) 指定暴力団員は、人が当該指定暴力団員が所属する指定暴力団等に係る準暴力的要求行為をすることを助けてはならないこととする。
(第十二条の三関係)

(二) 一の指定暴力団等の威力を示すことを常習とする者で当該指定暴力団等の指定暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者等を準暴力的要求行為が禁止される者に追加することとする。

(第十二条の五第二項関係)

三 縄張に係る禁止行為に関する規定の整備

(一) 指定暴力団員は、その者の所属する指定暴力団等の指定暴力団員の縄張内で営業を営む者のために、用心棒の役務を提供すること等の行為をし、又は当該行為をすることをその営業を営む者等と約束してはならないこととする。
(第三十条の六第一項関係)

(二) 営業を営む者等は、指定暴力団員に対し、用心棒の役務を提供すること等を要求し、依頼し、若しくは唆し、又は(一)の約束の相手方となつてはならないこととする。

(第三十条の六第二項関係)

(三) (一)及び(二)に違反した者に対する中止命令等に関する規定を整備することとする。

(第三十条の七関係)

四 罰則の強化

暴力的要求行為に対する中止命令違反等に係る罰則を強化することとする。

(第四十六条から第五十一条まで関係)

第四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する国等の責務及び民間活動の促進に関する規定の整備

一 国及び地方公共団体の責務に関する規定の整備

国及び地方公共団体は、指定暴力団員等を入札に参加させないようにするための措置を講ずるほか、その事務又は事業に関する暴力団員による不当な行為の防止及びこれにより当該事務又は事業に生じた不当な影響の排除に努めなければならないこととする。

(第三十二条関係)

二 事業者の責務に関する規定の整備

事業者は、不当要求による被害を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるほか、その事業活動を通じて暴力団員に不当な利益を得させることがないよう努めなければならないこととする。

第五 その他

その他所要の規定を整備することとする。

第六 施行期日

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。ただし、第二については、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

(附則第一条関係)